

半田市通学路交通安全推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 半田市の小学校における通学路の交通安全の確保を図るため、半田市通学路交通安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所の対策に関すること。
- (3) その他通学路の交通安全対策に関し必要な事項

(委 員)

第3条 推進会議は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長は、教育部長をもって充てる。

5 副会長は、土木課長をもって充てる。

(会 議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報 酬)

第8条 推進会議の活動は、無報酬とする。

(庶 務)

第7条 推進会議の庶務は、半田市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- ・愛知県知多建設事務所維持管理課職員のうちから教育委員会が委嘱した者
- ・愛知県警半田警察署交通課規制係職員のうちから教育委員会が委嘱した者
（小学校）
- ・市内各小学校の代表として教育委員会が委嘱した者
（半田市）
- ・教育部長
- ・教育部学校教育課長
- ・建設部土木課長
- ・総務部防災安全課長